

札幌市白石区民センターの指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 令和4年7月29日 募集要項、選定方法等について

第2回 令和4年10月6日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員7名(市職員1人、外部委員6人)

委員長 小牧 豊治 札幌市白石区保護司会会长

委員 安田 弘 札幌コンベンションセンターセンター長

委員 野辺地 節子 白石区連合女性部連絡会議会長

委員 武藤 征一 白石区ふるさと会会长

委員 秋田 英明 公認会計士

委員 河本 結香 社会保険労務士

委員 和泉 年昭 白石区市民部長

3 応募団体

1団体(非公募)

一般社団法人札幌市区民センター運営委員会

非公募により申込を求めた理由 別紙のとおり

4 選定結果(指定管理者候補者)

(1) 選定された団体

一般社団法人札幌市区民センター運営委員会 代表理事 山内 瞳夫

札幌市中央区南2条西10丁目1001番地1

(2) 選定の理由

一般社団法人札幌市区民センター運営委員会から提案された事業計画は、札幌市白石区民センターの設置目的（コミュニティ活動の助長、生涯学習の普及促進）や貸室業務に伴う公平性の観点を十分に理解し、各項目において優れた内容となっている。

特に、施設の効用発揮の観点においては、地域住民組織や利用者団体の代表者で構成されている運営委員会の特徴を生かした様々な組織との連携が図られており、市政推進に大きく寄与するものと認められる。

さらに、これまでの業務実績から、管理を安定して行う運営能力と組織体制が備えられているものと評価された。

以上の諸点について選定基準に照らした結果、いずれも高い評価であった。

(3) 評価結果

| 選定基準 | 基礎配点 | 候補者 |
|-----------|-------|---------|
| ①平等利用の確保 | 5 点 | 4.4 点 |
| ②施設の効用発揮 | 85 点 | 72.4 点 |
| ③雇用安定への寄与 | 30 点 | 24.2 点 |
| ④安定経営能力 | 50 点 | 42.4 点 |
| ⑤管理経費の縮減 | 30 点 | 28.0 点 |
| 合計 | 200 点 | 171.4 点 |
| 得点率 | — | 85.7% |

(4) 指定期間 令和5年(2023年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日の予定

5 その他

令和4年第4回定例市議会において、公の施設の指定管理者の指定の件について議案を提出する予定。

白石区市民部地域振興課 Tel011-861-2422

札幌市白石区民センターの指定手続を非公募により行った理由

区民センターは、地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として、全10区に設置している施設である。

また、区民センターの機能を補完し、地域における住民の自主的な活動を促進することを目的として、市内26か所にコミュニティセンター及び地区センターを設置している。

今日、地域社会においては、町内会加入率の低下、一人暮らしの高齢者の増加や核家族化の進行に加え、新型コロナウイルス感染拡大により地域活動の機会が減少したことに伴い、住民相互の関係性の希薄化など、様々な課題が存在しているところ、区民センターは、その設置目的から地域住民が集う地域コミュニティ形成の場として、これらの課題解決に重要な役割を担っており、課題解決に当たっては、地縁による人間関係又は信頼関係の構築が、より一層求められているところである。

区民センター、コミュニティセンター及び地区センター（以下「区民センター等」という。）が、地域社会に關係の深い団体によって継続的に管理運営されることにより、地域住民がまちづくり活動に直接参加する機会が作られ、地域住民自らが区民センター等の管理運営を通して把握された地域課題の解決に取り組むことによって、地域住民間の信頼関係が築かれ、地域社会における絆の強化につながることとなる。また、まちづくり活動の担い手の育成に寄与することも期待される。

さらに、区民センター等は、災害時には避難施設となる地域における防災の重要な拠点でもある。このような区民センター等を、地域の実情を熟知し、避難住民との信頼関係が構築されている団体が継続して管理運営を行うことにより、災害時において円滑な管理運営が行われるという効果も見込まれると考えられる。

以上のことから、札幌市区民センター条例において、施設の設置目的の実現を図るため、地縁による団体により設立された団体及び当該設立された団体を主な構成員とする団体並びに当該区民センター等の管理運営に関わりを持つものと市長が認める地縁による団体の推薦を受けた団体により、良好な管理運営が行われている場合には、継続的に管理運営を行わせることができることされている。

現在の指定管理者である一般社団法人札幌市区民センター運営委員会は、地縁による団体である町内会等により設立された団体であり、これまで良好に札幌市白石区民センターの管理運営を行ってきてのことから、一般社団法人札幌市区民センター運営委員会に引き続き指定管理者としての申込みを求めるため、札幌市白石区民センターに係る指定管理者を非公募とする。